

## 開 会

委員長 それでは、ただいまから平成18年6月定例教育委員会会議を開催いたします。

## 会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を瀧田委員、お願いいたします。

## 議案の提出

委員長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、報告議案1件、議案3件でございます。

## 報告第3号

委員長 初めに、報告第3号「臨時代理による処分の報告について」を議題とします。

ご説明ください。

こども課長 こども課長でございます。よろしくお願いいたします。

報告第3号「臨時代理による処分の報告について」。

教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理による処分をしたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

提案につきましては記載のとおりでございます。

内容につきましては、次ページに記載してございます臨時代理による処分ということで、このページの下段でございます。内容が少年補導員の任期満了に伴い、感謝状を贈呈するものでございます。

少年補導員につきましては、松戸市少年センター設置条例施行規則によりまして、学校職員、民生児童委員、保護司、PTA、それと青少年相談員など、青少年に関係する団体などからそれぞれご推薦をいただきまして、教育委員会名をもって委嘱しております。

その中で今回2年の任期満了が到来いたしましたので、それに伴い78名の方々が退任いたしました。この退任者のうち、教育委員会表彰規則の規定に照らし合わせますと、該当する方がおりますので、この方々に感謝状の贈呈を行うものでございます。

感謝状の贈呈者につきましては、次のページに記載させていただいております。この中で35年間補導員をお務めいただきました鈴木千枝子様を含め10名の方々に今回感謝状の贈呈をさせていただくものでございますが、この方々につきましては、先ほどの理由に基づきまして、教育委員会会議にかけるとまがなかったということで、去る6月1日の補導員の退任式の中で感謝状を贈呈させていただきました。

以上でございます。

委員長 報告第3号につきましては、ただいまご説明のとおりです。

何か質疑、討論ございましたらお願いします。

根守委員。

根守委員 35年、それから8年、6年それぞれありますけれども、何か規定みたいなものではないんですが、ございませんか。

こども課長 特に具体的な規定はございませんが、先ほど申し上げました各団体から継続してやっていただきたいという推薦がたび重なりまして、この最長の35年間お務めいただいたということになっております。

根守委員 35年というと相当長いですね。

瀧田委員 今お話の中に退任者何名とおっしゃいましたか。78名とおっしゃいましたか。ちょっとその説明をお願いします。

こども課長 少年補導員の方々、それぞれ前回まで146名おりました。その中で先ほど申し上げました今回ご退任になられました方々が78名、それで去る6月1日の日に退任式を終わらして、新たに委嘱式をとり行わせていただきましたが、この中で新任の方が76名でございます。都合144名でございますが、小金中学校、休校でございます。この構成団体の中で学校職員、それとPTAがありますので、2名の方が減ということで、144名の現員になっております。

以上でございます。

瀧田委員 ありがとうございます。任期が2年でしたね。それで、78名退任というのは、今年度特にかわりが多かったのでしょうか、それとも毎年半数ぐらいはおかわりになるという、今までもそういう傾向があったのでしょうか。

こども課長 大体傾向といたしまして、PTA、学校関係の方が1任期で交代されるようですので、大体この傾向が比較的同じように続いております。

瀧田委員 わかりました。そうすると、78名がご退任というのは、特にことしに限ったことで

はないんですね。

こども課長 特別な事情が生じたということではございません。

瀧田委員 日ごろから青少年補導員というのは、私も民生委員をやっておりました関係上、多くの仲間がそういうことを任務としてしておりましたので、ご苦労なお仕事だなというふうには思っておりましたが、近年、青少年を取り巻く環境がかなり深刻になってきましたから、特に場合によっては大変なお仕事になるのではないかなというふうに常日頃から期待もしておりました。活動の内容というと失礼なんですけれども、例えば年間どのぐらいの回数で出るとか、それからどういうことを活動の主眼点にしているとかということがもしお差し支えなかったらお願いしたいと思います。

こども課長 少年補導員さんの活動につきましては、基本的な年間計画につきましては、少年センター運営協議会でお諮りいただきますが、各補導員さんにつきましては、おおむね月1回程度の補導活動に従事していただいております。あと、地区会議、11地区ございますが、情報交換、それと地区補導、これも年数回やっていただいておりますが、2から3回程度、その地区の特性に合わせた補導を行っておりますが、大体このような活動が主体でございます。

瀧田委員 ありがとうございます。

委員長 前回のこの会議だったと思いますが、触法少年、虞犯少年という言葉が出ました。近年、触法少年の数はそうふえてはいないけれども、徐々にふえる傾向にある、あるいは高どまりの傾向にあるというふうなこと聞いた覚えがあります。そういう少年犯罪の実態と、この少年補導員の皆さんの活動とがどこかで関連するものかというか、つまり、補導員の皆さんの努力で、そういう少年非行に対する抑制だとか、あるいは虞犯少年に対する適切な指導というふうなものがどのようにおこなわれているのでしょうか。むずかしいとは思いますが。

こども課長 今、委員長さんおっしゃいました触法少年、虞犯等につきましては、まさに非行の直前と申しますか、このような中で、補導員さんには、細心の注意を払っていただきまして、前にも補導員さんの委嘱式のと、教育長から話が出まして、「捕らえる補導」でなくて、「補う補導だ」と、「手偏」でなくてというお話がありまして、まさに新しく補導員さんになられた方も聞いていまして、いわゆる補導の難しさと申しますか、たむろしていたり、特に小学生あたりは、先ほどの触法少年、14歳未満ということになるんですけれども、ゲームセンターで悪いこと、犯罪意識がないまま、ついうっかり行ってしまったり、そういう少

年達に気軽に声をかけて、そういうことにならないようにということで、「愛の一声」という表現をしておりますが、そういうデリケートな部分について細心の注意を払って、補導活動しております。

委員長 本件は報告事項ですので、慣例に従い、ご報告を了承するという形で進めたいと思います。

教育長 百聞は一見にしかずで、一度機会がありましたら、補導に同行してみたいなと思っ  
ているんですが、いかがでしょうか。私も前には行ったことがあるんですけども、ここ何年  
か行ったことがありませんので、ぜひよろしければ。

こども課長 委嘱式のときに教育長から「ひとつ思いついたんだけども」という話が出まし  
て、それでそれは地域の方が現在活動している補導員さんに気軽に「今日やってみようかし  
ら。」ということでの一日補導ということもございしますが、なかなか現実的に難しい面もご  
ざいまして、もう一つは、手法として、今お話が出たような特定の日を定めまして、例えば  
市民と合同して、ある人数が集まって、全体で補導活動をするという一日補導という手法も  
ございしますので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

委員長 よろしくお願ひします。

瀧田委員 これは直接関係ない話かもしれませんが、ひところ松戸の駅の周りの青少年  
のたむろが目に見えるという時期がありまして、私もすごく気にしていましたけれども、こと  
しあたり何か駅の前の子供たちのたむろが少なくなったときいています。随分何か力を入れ  
ているのではないかしらという一般の人からの意見を聞きましたんですけども、私自身は  
ちょっとその時間余り見ていないので、わからないんですけども、一般からはそういうふ  
うなご意見も伺っています。

教育長 ありがとうございます。それにしても、人口が48万人ありまして、小中高生だけでも  
4万6,000人ぐらいいまして、全部が悪いというわけではないですけども、140人や150人  
の補導で、月一、二回程度の街頭補導ではなかなか効果はあらわれない。逮捕するわけでは  
ないからいいんですけども、それよりやはり地域の人とか、保護者、そういう人たちがや  
はり、監視するというのは言葉が悪いですから、見守るという、そういう社会であれば、犯  
罪の抑止力に相当なると思います。特にまだ犯罪の入り口にいて、進もうか退こうか迷っ  
ている子供たちも結構いるわけですから、そういう子供たちに声をかけてやることによって、  
踏みとどまるという例も必ずあるはずなんです。

だから、補導員という職についている人たちだけでなく、もっともっといろいろな関係

者、一般市民とまでは言わないけれども、民生委員さんとか、保護司さんとか、いろいろな関係団体、行政協力団体の方々がいらっしゃる。そういう方々が、年に何回でもいいから、補導員さんと一緒になって体験補導というか、一日補導員を経験してもらうことによって、一石二鳥の効果があがるのではなかろうかと、この間少年補導員の委嘱式でつい言ってしまったものですから、早速我々から実行しなければいけないかなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

委員長 参考になるかどうかわかりませんが、5月24日に全国市町村教育委員会総会というのがありました。文科省から審議官が来られて、教育基本法改正による教育改革についてのお話がありました。

その後、重点説明で、警察庁の生活安全局少年課長が少年犯罪や児童虐待の現状についてお話しされました。その中で、少年補導員のような専門の人たちだけではなくて、いろいろな市民のボランティア活動の参加が必要だというようなこともおっしゃっておられました。

その一つとして今「83運動」というのを進めているんだそうです。つまり朝の8時と午後の3時に親が外に出てみましょう。それで、子供たちの登校下校の学校の行き帰りをみんなで見あげましょう。そうすれば、今、教育長がおっしゃったような抑止的な効果というのがいっぱい出てくる。子供の状態もよくわかるということなんじゃないかな。それも一つの参考になればと思います。

本件は報告事項ですがご異議がないものとして、承認するという事で決定させていただきます。

### 議案第37号

委員長 次に、議案第37号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題とします。

ご説明願います。

社会教育課長 社会教育課でございます。

議案第37号「松戸市教育功労者の表彰について」。

松戸市教育委員会表彰規則第2条に基づき、次の者に感謝状を贈呈する。

氏名は佐藤常雄氏でございます。

提案理由につきましては、社会教育の振興及び文化財保護行政に貢献された松戸市文化財審議会委員に対し、その多大な功績に感謝の意をあらわすためでございます。

佐藤氏につきましては、平成10年6月より本年5月末まで4期8年間、文化財審議会委員として、また2期4年間は同審議会の会長としまして、ご指導、ご助言を賜り、文化財保護行政に多大なるご貢献を賜りました。よって、松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号を適用し、感謝状を授与するものでございます。

なお、佐藤氏につきましては、最近になりまして、実は本年5月9日にお亡くなりになっていることが判明いたしました。故人、ご家族のご意向によりまして、親族のみの葬儀を行ったようでございます。また、資料に記載されております筑波大学でございますが、筑波大学におきましても、実は本年3月末をもって退職されていたということで、関係機関、実は全然わからなかったというふうな状況でございます。

したがいまして、表彰規則第4条の規定に従いまして、感謝状は死亡日以前にさかのぼりまして、遺族に対しまして授与したいというふうに考えております。

なお、社会教育課文化財ということでご提案申し上げますが、実は博物館の資料選定評価委員を長年お務めいただきました。後ほど教育委員会として、また博物館、社会教育課等で協議の上、感謝状をお持ちしたいというふうに考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 議案第37号につきましては、ただいまご説明のとおりです。

これより質疑、討論に入ります。いかがでしょうか。

前回5月の会議でのときに交代された先生ですが、そのときには、まだ我々はそのような情報を知らなかったんですね。

社会教育課長 できればご留任いただきたいということをお願いしたときには、ちょっとお体がお悪いということで、今回ちょっとこの教育委員会会議に上げるに当たりまして、ちょっと再度お電話をしたときに、亡くなられていたということが判明いたしました。

委員長 59歳で亡くなられたということは大変悲しい出来事ですが、松戸市の教育に非常に貢献していただいたということです。いかがでしょうか、質疑、討論はこれで終結とさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、議案第37号を採決いたします。

議案第37号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第37号は原案どおり決定いたしました。

くれぐれも、お悔やみの言葉と我々の感謝の気持ちをお伝え願いたいと思います。

### 議案第38号

委員長 次に、議案第38号「松戸市史編さん委員会委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

博物館次長 博物館でございます。いつもお世話になっております。

議案第38号「松戸市史編さん委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

お手元に、松戸市史編さん委員会条例と地方自治法第180条の2による委任規則をお配りしてございますが、まず「松戸市の市史編さん委員会条例」をごらんいただきたいと思います。

第1条に設置目的が、第2条に所掌事務がうたわれておりますが、第3条の組織についてごらんいただきたいと思います。条文を読ませていただきますと、「委員会は、5人の編さん委員で組織し、学識経験者及び市の職員のうちから市長が委嘱または任命する」となっております。

しかし、お手元にお配りしましたもう1枚の、「地方自治法第180条の2による委任規則」をごらんいただきますと、第7号に「市史の編さん及び市史編さん委員会に関する」とありまして、松戸市教育委員会に委任されております。

提案理由でございますが、松戸市史編さん委員会条例第4条により、委員の任期が2年でございますので、現在の市史編さん委員会の委員がことしの6月30日をもって任期満了となりますので、別紙のとおり委嘱するものでございます。

なお、すべての方に再任をお願いする予定でございます。そうなりますと、任期は平成18年7月1日から平成20年6月30日までの2年間ということになります。

以上でご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

委員長 議案第38号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑、討論に入ります。

昨日資料をいただいたときには、この条例の文言を見ることはできませんでしたが、これを拝見して、条例と地方自治法第180条の2による委任規則との関連がよくわかりました。

いかがでしょう。5人の皆さん全員が再任ということですか。

全く審議の内容とは関係ないかもしれませんが、これらの5人の方は松戸にお住まいの方とそうでない方といらっしゃると思うんですが、それを簡単に教えていただけますか。

博物館次長 まず、一番上の渡邊一郎様ですが、世田谷にお住まいです。

それから、その次の小山田先生ですが、こちらは松戸市です。

関根先生は、葛飾区です。

大井さんは、ご案内のとおり新松戸資料館の館長でございますので、新松戸にお住まいでございます。

岩崎先生は、当館の館長でございます、野田にお住まいです。

委員長 ありがとうございます。

恐らく再任ということで異存がないのは明らかだと思うんですが、今この松戸市史編さん委員会で何か特別にやっておられることがあるんでしょうか。

博物館次長 現在、上巻が欠本になっております。ご案内のとおり、上巻というのは原始・古代・中世編でございますが、その改訂について、市長から平成10年11月18日に諮問をいただきまして、この委員会で答申したのが平成11年11月17日でございます。

その答申に基づきまして、再版では、現在の調査内容、つまり現在新しく発掘とかで、いろいろ出土していますが、その調査内容が反映されていないということで、ちょっと事実と違ってしまってきていると。そのため改訂をすべきであろうということで、改訂の作業を進めているのが現状でございます。

また、その作業組織としては、原始・古代部会と中世部会を別々に設置しまして、それぞれ作業を進めているわけですが、部会員としては、外部から市史編さん委員会の委員さんお2人をお願いしており、また職員としては博物館の学芸員を4名、社会教育課の学芸員を3名、戸定歴史館の学芸員を1名、それぞれ選任しまして、作業を進めているわけでございます。

現在は基礎資料の作成と整理を進めておりますが、どうしても日常の仕事の方が優先されてしまいがちです。また、金額的にも100万円ぐらいしか予算をいただいておりますので、進捗状況はあまり思わしくありませんが、調査を地道に行なう中で、新しく改訂に向けて進めている現状でございます。

委員長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

それでは、これで質疑、討論を終結し、議案第38号の採決を諮りたいと思います。

議案第38号については、原案どおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第38号は原案どおり決定いたしました。

### 議案第39号

委員長 次に、議案第39号「松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

保健体育課長 それでは、議案第39号についてご説明いたします。

議案第39号「松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱について」。

松戸市学童災害共済条例第10条の規定により、別紙の者を松戸市学童災害共済審査会委員に委嘱する。

平成16年6月15日提出。

提案理由といたしましては、松戸市学童災害共済審査会委員の任期が平成16年5月2日をもって満了したためでございます。

別添の資料で、条例と施行規則の方、お手元に行っていると思うんですけども、その条例の方がありまして、第10条はその文言で審査会ということで、第10条、共済に関する必要な事項を審査するため、学童災害共済審査会を置くと。

次に、施行規則の方ですけども、8条と9条になりますが、10条に規定する審査会は、委員8人以内をもって組織すると。(1)学識経験者から(5)行政機関の職員まで委嘱するということです。

9条が委員の任期は2年と。補欠委員の任期は、前任者の残任期間というようなことで書かれておりますので、一応確認します。

ということで、審査会の委員の委嘱者につきましては、1枚めくっていただいて、次のページの名簿に記載のとおりでございます。

なお、そこにありますように、1号委員の山口委員から、2号は2人おりまして、稲積委員、渡邊委員、それと4号の幾島委員、5号の安井委員は再任であります。3号委員の小林健治委員につきましては、今年度子供会育成会の連絡協議会の会長に就任されたということで、充て職になりますけれども、新任ということになりまして、お一人だけ新任です。

以上、ご審議お願いいたします。

委員長 議案第39号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

前回と同様、議案の説明のところにあります「松戸市学童災害共済条例第10条の規定により」は、その次に「及び同条例施行規則第8条の2の規定により」をつけ加えてください。

委員の皆さんは充て職ということで、新任1人の方を除いては再任というご説明でした。任期は2年、何か特にご質問等ございますか。

ちなみにその施行規則の第2条をごらんください。

2条の第2項ですが、条例第7条第1項で定める共済掛金の額は、学童1人につき年額100円とするとあります。現在まだ100円でやっているんですね。

保健体育課長 保護者の方からは100円、市の方から100円ということで、トータル200円ですけれども。

委員長 これの共済基金の運用状態というんですか、その実情は何かここで話しすることはありますか。

保健体育課長 基金の方なんですけれども、17年度、取り崩しということで、231万3,000円ほど基金の方から取り崩しました。ここ数年ですか、非常に学童災害に申請してこられる、それでいいんですけれども、この間もちょっとお話ししましたけれども、人数が非常にふえてきまして、非常にちょっと厳しい状況になっているということで、17年度そのような形になりました。ですので、今、積み立ての方の金額が17年度で基金の方ですけれども、1,917万2,983円ということで、少なくなっているという現状ですので、この後、またいろいろその辺のところもひとつ課題にしてほしいというふうに考えております。

委員長 基金の減少や、あるいは基金がふえるということが目的ではないので、やはり目的はそういう共済事故がないということが一番ですよ。しかし、現実にはやはり共済金をお支払いするという事例がふえているということですので、こういう基金がそういうのに少しでも役立てば、何らかの役目を果たしているんだろうと思います。金額が先ほど見ていただいたように100円ということで、市はそれに相当する分を支払うと、そのような小規模の基金であります。

いかがでしょうか、委員の委嘱ということではよろしゅうございますか。

それでは、議案第39号につきましては、質疑、討論はこれで終了いたします。

議案第39号を採決いたします。

議案第39号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第39号は原案どおり決定いたしました。

本日の議題は以上です。

その他

委員長 その他に移ります。

お願いします。

社会教育課長 社会教育課でございます。

先月の5月定例委員会におきまして、社会教育委員さんの委嘱についてご承認をいただいたところでございますが、その際、平成16年、17年の2カ年での研究検討結果としての提言書作成につきまして報告をさせていただきましたが、社会教育委員長より、いましばらく内容について精査をしたいというふうなお話がありました。提言があり次第、委員の皆様にご報告をさせていただきたいと思っておりますので、いましばらくお時間をいただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

委員長 そうですね、前回5月の定例会の課長質問にご答弁いただきました。もう少し時間をいただきたいということです。

その他、ほかに何かございますか。

なければ、次回の教育委員会会議の日程について、事務局にお尋ねしますが、何かお考えはございますか。

企画管理室長 平成18年7月定例会でございますが、7月13日木曜日午後3時から、こちら5階会議室で開催してはいかがでしょうか。

委員長 7月13日3時からということでございますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、確認いたします。

次回教育委員会会議は、7月13日木曜日午後3時から、この5階会議室で開催いたします。

閉 会

委員長 以上をもちまして、平成18年6月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 2時40分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員